



平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 じ げ ん  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 尾 丈  
(コード番号：3679 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経 営 戦 略 部 部 長 寺 田 修 輔  
(TEL. 03-6380-2651)

### 募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の経営陣である従業員 1 名に対し、下記のとおり株式会社じげん第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の割当予定者は、本新株予約権の割当てに係る意思決定には関与しておりません。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の 52,891,200 株に対し最大で 0.26%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。また、経営陣と株主の利害の連動性が高まることで、株主価値の向上を意識した企業経営が推進されるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは「生活機会（より良く生きるための選択肢）の最大化」をミッションとして、アルバイト探しなら「アルバイト EX」、住まい探しなら「スモッカ」といった生活に密着した領域で複数のインターネットメディアの情報を統合した、一括検索・一括応募が可能なインターネットメディアを中核とした最良の意思決定を支援する約 30 のサービスを展開しています。また、これまで増収増益で成長を続け、平成 25 年 11 月には東証マザーズ上場を果たしました。その後も業績を伸長させ、平成 29 年 3 月期第 2 四半期まで、上場以来、11 四半期連続の前年比増収増益、及び毎期初に開示しております通期連結業績予想の超過達成を続けております。

平成 28 年 5 月には第 1 次中期経営計画“Protostar”を公表し、営業利益率、営業利益年率成長率、ROE の 3 指標について、いずれにおいても 25%以上を目指す経営計画目標（トリプル 25）を掲げております。「トリプル 25」の達成により、既存事業において連結営業利益を平成 33 年 3 月期に 50 億円、長期的に 100 億円とするための戦略とビジョンを描くことに加えて、M&A や資本業務提携により、更なる企業価値拡大を図る方針です。

このような状況下、経営陣が責任を持って中期経営計画を達成し、株主価値の向上を意識した企業経営を推進するためには、適切なインセンティブの制度設計が肝要であると考えております。高い目標を掲げ、より一層の事業意欲及び士気を向上させながら、経営陣と株主の利害の連動性を高めることが必要であり、それを目的として、割当予定者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、今回の割当予定者を除く他の経営陣は、既に当社株式または新株予約権を保有しております。

本新株予約権は業績条件付きとなっております。「Ⅱ. 新株予約権の発行要項 4. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、新株予約権者は、平成 29 年 3 月期の営業利益が 2,050 百万円以上の場合、平成 30 年 3 月期の営業利益が 2,600 百万円以上の場合、平成 31 年 3 月期の営業利益が 3,200 百万円以上の場合、平成 32 年 3 月期の営業利益が 4,000 百万円以上の場合、及び平成 33 年 3 月期の営業利益が 5,000 百万円以上の場合のみ、予め定められた割合について行使が可能となっております。

平成 28 年 5 月に開示した当社の中期経営計画においても当社が達成すべき業績目標を示しており、経営陣はこの達成に向けて事業を推進すべきであることから、中期経営計画で定められた営業利益を数値目標として当新株予約権の行使の条件として採用しています。

また、達成目標値の水準については、過去の当社実績値である平成 26 年 3 月期 925 百万円、平成 27 年 3 月期 1,211 百万円、平成 28 年 3 月期 1,609 百万円と比して相当程度高い水準であり、割当予定者のより一層の事業意欲及び士気の向上が求められます。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の

52,891,200 株に対し最大で 0.26% の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は上述のとおり短期的な株価下落要因となり得るものの、後述のとおり、相当程度高い水準の利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、長期的には、当社の収益力向上により、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。また、経営陣と株主の利害の連動性が高まることで、株主価値の向上を意識した企業経営が推進されるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

## Ⅱ. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の総数

1,400 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の種類及び総数は、当社普通株式 140,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式

数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は1,782円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施した上で、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値1,071円/株、株価変動率64.62%（年率）、配当利率0.0%（年率）、安全資産利子率-0.17%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額678円/株、満期までの期間5.64年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

## 3. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1

株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は678円とする。（注）1

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年7月1日から平成33年12月31日（但し、平成33年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成 29 年 3 月期から平成 33 年 3 月期までの当社の各事業年度に係る決算短信上の営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。平成 28 年 5 月に開示した当社の中期経営計画において当社が達成すべき業績目標を示しており、経営陣はこの達成に向けて事業を推進すべきであることから、中期経営計画で定められた営業利益を数値目標として当新株予約権の行使の条件として採用する。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成 29 年 3 月期の営業利益が 2,050 百万円以上の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 7%を、当該条件を満たした期に係る当社の決算短信の提出日の属する月の翌月 1 日から行使することができる。

(b) 平成 30 年 3 月期の営業利益が 2,600 百万円以上の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 14%を、当該条件を満たした期に係る当社の決算短信の提出日の属する月の翌月 1 日から行使することができる。

(c) 平成 31 年 3 月期の営業利益が 3,200 百万円以上の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 21%を、当該条件を満たした期に係る当社の決算短信の提出日の属する月の翌月 1 日から行使することができる。

(d) 平成 32 年 3 月期の営業利益が 4,000 百万円以上の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 28%を、当該条件を満たした期に係る当社の決算短信の提出日の属する月の翌月 1 日から行使することができる。

(e) 平成 33 年 3 月期の営業利益が 5,000 百万円以上の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 30%を、当該条件を満たした期に係る当社の決算短信の提出日の属する月の翌月 1 日から行使することができる。

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は使用人であることを要しな

い。

- ③ 上記②の規定に関わらず、新株予約権者が、法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合、会社法第 423 条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社関係会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合を含むがこれらに限られない。）、又は新株予約権者が当社との間で係争が生じた場合には、行使期間中といえども本新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 28 年 11 月 28 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は権利行使ができないことが確定した本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成28年11月23日

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年11月28日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び割り当てる新株予約権の数

当社従業員 1名 1,400個

(注) 1.

本新株予約権の制度設計においては、高い業績目標を掲げ、より一層の事業意欲及び士気を向上させながら、経営陣と株主の利害の連動性を高めることを目的としています。後述する要因を検討した結果、恣意性を排除するために、中期経営計画策定前の直近会計年度である平成27年4月1日から平成28年3月31日までの東

京証券取引所における当社終値の平均値（678円）をとり、その金額を参考に本新株予約権の行使価額を678円といたしました。

業績の下方修正等の当社要因によることなく、昨年夏の中国景気減速懸念や今年初頭の原油暴落・米利上げ、今年夏の英国の欧州連合からの離脱決定等により当社の株価が大きく下落した経緯があり、当社の短期的な株価は、当社業績を常にそのまま反映して形成されるものとは言えず、短期的には大きく変動することがあります。当社業績とは無関係な外部環境の変化によって株価が行使価額を下回り続けて推移すれば、上述の連動性は失われ、本新株予約権の発行目的を果たせない恐れがあります。これを防ぐため、短期的に起こり得る株価下落が発生した場合でも経営陣と株主の利害の連動性が保たれるよう、過去の株価水準を参照して行使価額を設定した結果、行使価額は直近の株価水準に対してディスカウント水準となっています。一方、株価が順調に上昇する場合、本新株予約権の行使価額は直近の株価水準と比較してディスカウント水準であることから、付与対象者は相応のインセンティブを得ることとなります。当社では、本新株予約権の割当予定者が第三者算定機関の算定した公正価格にて本新株予約権の取得対価を負担していること、及び相当程度高い水準の業績条件を課していることに鑑み、当該インセンティブの付与は妥当と判断しました。

なお、業績条件達成により、付与対象者は株価下落時においても行使による株式の売却で利益を得ることもあり、また、行使による希薄化は更なる株価下落を生じさせることも考えられます。しかしながら、業績条件達成による収益力向上や経営陣による株主価値の向上を意識した企業経営の推進によって、中長期的に企業価値は向上すると考えており、最終的に既存株主の不利益になるものとは考えておりません。5期に渡る具体的な高い数値目標を掲げ、目標達成に向けて、業績拡大と株主価値向上へのコミットメントを高める強いインセンティブ目的として、当社経営陣に対して、有償にて新株予約権を発行するものであり、当該行使価額の設定は、合理的であると判断しております。

以 上